

## 愛労委令和6年（不）第2号事件（7条1号・2号・3号）

### 1 事案の概要

本件は、次の①から⑥までの事項が、被申立人Y会社（以下「会社」という。）による労働組合法（以下「労組法」という。）7条各号の不当労働行為に該当するとして、①から③までについて令和6年3月13日に、④及び⑥について同年8月2日に、⑤について令和7年2月5日に申立てがされた事件である。

- ① 申立外B会社（以下「B会社」という。）が、令和5年10月17日まで申立人X組合（以下「組合」という。）の執行委員長であるA（以下「A委員長」という。）に健康保険証を交付しなかったこと（労組法7条1号及び3号）
- ② 令和5年9月29日のA委員長の事故に伴うB会社の労災申請に係る対応（労組法7条1号及び3号）
- ③ B会社が、令和6年1月9日のA委員長の事故に伴う労災申請を行わなかったこと（労組法7条1号及び3号）
- ④ 令和5年11月2日、同月17日、同年12月21日、令和6年1月16日及び同年2月27日に開催された組合とB会社との団体交渉（以下「団交」という。）の後、協定書が作成されなかったこと（労組法7条2号）
- ⑤ B会社が、令和6年1月16日付け「有期労働契約終了通知」により、同年2月29日をもってA委員長との労働契約を終了したこと（労組法7条1号及び3号）
- ⑥ 組合が会社及びB会社に対して申し入れた団交が、令和6年7月31日に開催されなかったこと（労組法7条2号）

### 2 本件の争点

- (1) 会社は、A委員長との関係において、労組法7条の使用者に当たるか。

- (2) B会社が、令和5年10月17日までA委員長に健康保険証を交付しなかつたことは、会社による労組法7条1号及び3号の不当労働行為に当たるか。
- (3) 令和5年9月29日のA委員長の事故に伴うB会社の労災申請に係る対応は、会社による労組法7条1号及び3号の不当労働行為に当たるか。
- (4) B会社が、令和6年1月9日のA委員長の事故に伴う労災申請を行わなかつたことは、会社による労組法7条1号及び3号の不当労働行為に当たるか。
- (5) 令和5年11月2日、同月17日、同年12月21日、令和6年1月16日及び同年2月27日に開催された組合とB会社との団交の後、協定書が作成されなかつたことは、会社による労組法7条2号の不当労働行為に当たるか。
- (6) B会社が、令和6年1月16日付け「有期労働契約終了通知」により、同年2月29日をもってA委員長との労働契約を終了したことは、会社による労組法7条1号及び3号の不当労働行為に当たるか。
- (7) 令和6年7月31日に団交が開催されなかつたことは、労組法7条2号の不当労働行為に当たるか。

### 3 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

### 4 判断の要旨

#### (1) 争点（1）について

会社は、資本関係及び役員の状況において、親会社としてB会社の経営に対し、一定の支配力を有していたとみることはできるが、それは親会社が子会社に対して行う管理・監督の域を超えてのものとはいい難い。そして、会社は、直接の雇用関係にないB会社の従業員の基本的な労働条件等に対し、直接の雇用主であるB会社と同視し得る程度に、現実的かつ具体的な支配力を有しているということはできず、B会社の従業員との関係に

おいて、労組法 7 条の使用者には当たらないと判断される。

したがって、会社は、A 委員長との関係において、労組法 7 条の使用者に当たらない。

(2) 争点（2）から（7）までについて

会社は、A 委員長との関係において、労組法 7 条の使用者に当たらないことから、争点（2）から（7）までにおいて、会社を被申立人とした組合の申立てには理由がない。